

平成27年度メディア教育指導者講座 実施要項

1 趣 旨

メディア教育に関する指導者の体系的・計画的な育成を図るため、学校教育及び社会教育におけるメディア教育の指導的立場にある者に対し、「教育メディア研修の改善充実について(通知)」(18生参情第16号 平成18年11月29日)で通知した「「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準」の改正に関する調査研究」報告書に基づいた研修を実施する。

2 主 催

文部科学省
国立教育政策研究所(社会教育実践研究センター)

3 期 間

平成27年11月16日(月)～11月20日(金) (5日間)

4 会 場

国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター 他
(東京都台東区上野公園12-43)

5 受講対象

- (1) 都道府県・指定都市教育委員会の指導主事及び社会教育主事でメディア教育を指導する者
- (2) 市町村教育委員会の指導主事及び社会教育主事でメディア教育を指導する者
- (3) 上記(1)、(2)以外の者で、各都道府県・指定都市教育委員会が、メディア教育の指導者として、本講座を受講することが必要であると特に認める者

6 定 員

35名程度を予定

7 受講者の推薦

受講者の推薦は、各都道府県・指定都市教育委員会において取りまとめの上、平成27年10月23日(金)までに推薦書(別紙様式1)及び受講申込書(別紙様式2)を文部科学省生涯学習政策局情報教育課メディア係へ提出してください。

8 受講者の決定

受講者については、各都道府県・指定都市教育委員会からの推薦に基づき、文部科学省が受講者を決定した後、結果を推薦のあった各都道府県・指定都市教育委員会に対し通知します。

9 研修項目

別紙1のとおり

10 日 程

別紙2のとおり

11 修了証書

総研修時間数の5分の4以上に出席した者に対して修了証書を授与します。

12 受講に要する経費

受講に要する旅費等は、受講者側の負担とします。資料代等の負担金はありません。

13 持参品

印鑑（認め印可）

14 開館時間

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの入館は午前9時00分以降とします。

15 健康管理について

受講申込みの際は、申込書（別紙様式2）の「健康状態」の欄に該当する事項をもれなく御記入ください。また、受講申込み後に生じた疾病等についても文部科学省生涯学習政策局情報教育課メディア係に御連絡いただくようお願いします。

16 情報交換会について

11月17日（火）に、受講者間の交流を深めるため「情報交換会」の開催を予定しています。「情報交換会」の詳細については受講者決定通知の際に御案内します。なお、参加費については受講者の負担とします。

17 その他

（1）受講者への連絡

本要項に定める事項のほか、研修を受講するに当たって特に連絡を要する事項については、必要に応じて直接受講者に連絡します。

（2）宿泊施設について

宿泊の手配は各自でお願いします。

（3）館内の喫煙について

社会教育実践研究センターの館内は禁煙です。喫煙は所定の場所で行ってください。

（4）交通手段について

社会教育実践研究センターには駐車・駐輪スペースがありません。お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

（5）研修期間中の保険加入について

研修期間中の方が一事故やけがに備えて、傷害保険等に加入するなどして、各自の責任で万全を期してください。

18 本要項に関する問合せ

文部科学省生涯学習政策局情報教育課
メディア係 佐藤、野田、平山

TEL：03-5253-4111（内線2417）

FAX：03-6734-3712

E-mail：johokyoiku@mext.go.jp